

共済だより

平成30年7月発行 No.198



『若狭おおいのスーパー大火勢』（おおい町）

主 内 容

平成29年度決算	2
標準報酬制における 定時決定	6
被扶養者の資格要件確認調査を実施します	8
退職等年金給付に係る財政状況(平成28年度末)について	12
「あなた」のための特定保健指導	14
受けよう!おとなの歯科検診	15
貸付事業からのお知らせ	16
夏のボーナスは組合員貯金へ	17
ライフプランセミナーのご案内	18
エル・サポート・福井からのお知らせ	20

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

第153回 組 合 会

平成29年度決算が承認される



5月23日に第153回組合会が福井県自治会館で開催され、平成29年度決算等3議案が原案どおり議決されました。

なお、平成29年度決算の要旨については、以下でご説明いたします。

第153回組合会において議決された事項

- 議案第1号 定款の一部変更（案）について
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令における地方公務員等共済組合法施行令の一部改正等の施行（高額療養費の算定基準額等の見直し）による変更
 - こしの国広域事務組合の解散による変更
- 議案第2号 組合員貸付規則の一部改正（案）について
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令における地方公務員等共済組合法施行令の一部改正等の施行（高額療養費の算定基準額等の見直し）による改正
- 議案第3号 平成29年度決算について

平成29年度決算の要旨

総括事項

	決 算 値	対 前 年 度 比
一 般 組 合 員 (うち特別職)	8,249 人 (42 人)	91 人 (△ 3 人)
市 町 村 長 組 合 員	16 人	0 人
特 定 消 防 組 合 員	1,103 人	1 人
市 町 村 長 長 期 組 合 員	1 人	0 人
小 計	9,369 人	92 人
任 意 継 続 組 合 員	114 人	△ 20 人
合 計	9,483 人	72 人
第 3 号 厚 生 年 金 被 保 険 者	9,358 人	91 人
※上記のうち介護保険対象組合員	5,346 人	△ 12 人
被 扶 養 者 数	7,667 人	△ 36 人
組合員1人当たり 平均標準報酬の月額	短 期 361,399 円 長 期 368,569 円	

(平成30年5月31日現在)

お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300
健康管理課 0776-52-7301
年金課 0776-52-7303
越 路 0776-77-3151

組合の状況

組 合 員 数 9,437 人
(男) 5,345 人
(女) 4,092 人
任意継続組合員数 100 人
被 扶 養 者 数 7,415 人
平均標準報酬月額 (短 期) 364,113 円
(厚 年) 356,976 円
(退 年) 357,238 円

短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の医療費のほか、高齢者医療制度への支援金や介護保険にかかる納付金を支払う経理です。

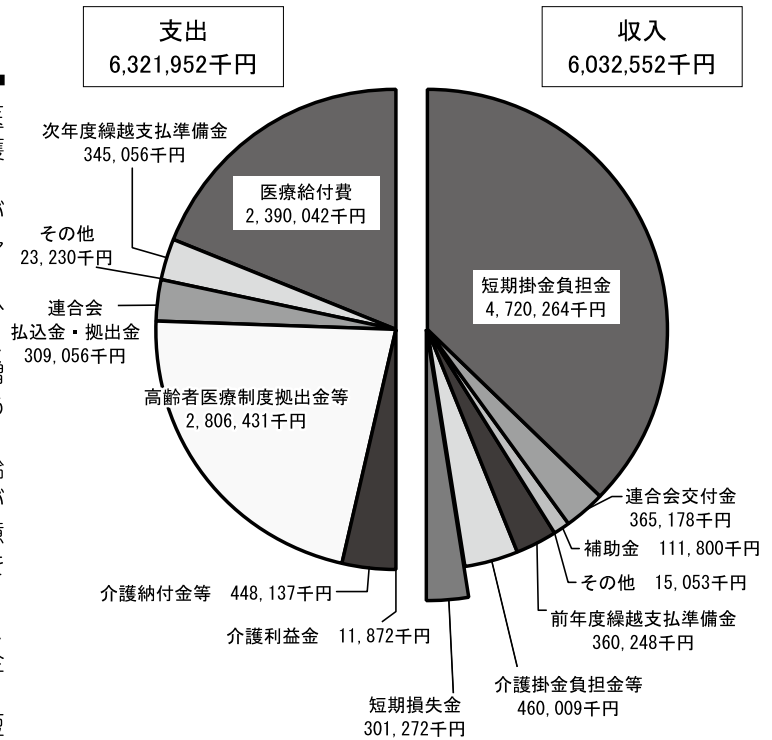
平成29年度は、前年度に比べて組合員数が増加し、さらに増額給与改定の影響もあり、予算額よりも増収となりました。

支出では、本人・家族とも入院医療費が減少し、保健給付全体の金額が減少しました。一方、前期高齢者納付金が前年度に比べてほぼ倍増し、高齢者医療制度への支援金は前年度よりも約9億3,298万円増加しました。

それに関して、厚生労働省から保険者の高齢者医療支援金等の負担軽減のため、補助金が1億1,180万円交付されましたが、結果、3億127万円の損失金が生じたため、短期積立金を取り崩し補てんしました。

介護では短期と同様に掛金・負担金が増収し、結果、1,187万円の当期利益金を生じたため全額介護積立金に積み立てました。

よって、次年度に繰り越す利益剰余金は、短期15億9,806万円、介護積立金4,205万円、合わせて16億4,011万円となりました。



厚生年金保険経理

一元化後の厚生年金相当部分（いわゆる2階部分）の給付に係る組合員保険料、負担金、旧制度に基づく追加費用及び基礎年金拠出金に係る取引について経理しています。

負担金が74億8,039万円（基礎年金拠出金に係る公的負担金20億118万円、追加費用8億3,556万円を含む。）、組合員保険料が46億4,355万円で、収入した負担金、組合員保険料をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった職域相当部分（いわゆる3階部分）に代わり、新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金の取引に係る経理です。

負担金が3億9,131万円、掛金が3億9,130万円で、収入した負担金、掛金をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

経過的長期経理

一元化前の既裁定の公務上障害給付、公務上遺族給付の費用負担及び旧制度に基づく追加費用、旧恩給組合条例給付に係る払込金について経理しています。

施行日以後に発生した公務上障害給付、公務上遺族給付は、退職等年金給付の中で支払われることとなります。地方公共団体の負担金のみで4,392万円（追加費用3,353万円、旧恩給組合条例給付に係る払込金440万円を含む。）を収入し、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

経過的長期預託金管理経理

この経理では、長期給付積立金の一部を全国市町村職員共済組合連合会から預託されて、その範囲内で資金運用を行うための経理です。貸付経理への貸付や地方公共団体が発行する縁故地方債の引き受け等による運用となります。

平成29年度の運用収入は1,131万円となりましたが、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ支払利息として支出しました。

地方公共団体が発行する縁故地方債の年度末保有額は3,950万円、貸付経理に対する年度末の貸付残額は4億4,600万円となりました。

平成29年度の預託金の国内債券（縁故地方債）の修正総合利回りは1.95%となっています。

業務経理

この経理では、短期給付事業や長期給付事業の事務に要する諸費用を賅っています。
 主な収入は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金、連合会交付金で、平成29年度の組合員1人当たりの額は14,337円でした。
 支出では今年度も経費節減に努め、事業計画額を下回りました。
 その結果生じた当期利益金486万円は、全額利益剰余金として積み立てました。

保健経理

この経理では、短期給付事業の補完的な事業として、生活習慣病の予防のための事業（人間ドック利用助成、がん検診助成等）や健康増進のための事業（リフレッシュ施設利用、越路などの保養所助成、ライフプランセミナーの開催等）のほか、特定健康診査事業や特定保健指導事業など健康管理関連諸事業を実施しました。
 平成29年度の実績は次のとおりです。

主 な 事 業	金 額	利用状況
人間ドック利用助成（1日、2日、脳）	72,554千円	2,294人
予防検診（生活習慣病予防検診助成、がん検診助成等）	20,512千円	10,612人
電話・Eメール健康相談	1,760千円	241件
直営保養所(越路)利用助成	43,831千円	11,143枚
協定保養所利用助成	1,052千円	701枚
ライフプランセミナー	51千円	2会場 90人
保健衛生講座助成等	512千円	—
リフレッシュ施設利用助成	7,222千円	14,444枚
長期勤続者宿泊優待	5,631千円	221組
特定健康診査事業	3,997千円	423人
特定保健指導事業	10,404千円	365人

宿泊経理

この経理では、組合員とご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。
 平成29年度は、台風・大雪で736人のキャンセルが発生し、利用者数は前年度比296人減の15,109人となりました。
 多数のキャンセルにより利用者数は減少しましたが、経費節減に努めた結果、売上高は前年度比38万円減に止めることができ、11万円の当期利益金が生じました。
 今後も皆様に愛される憩いの場としてより一層のサービスの向上に努めて参ります。ご家族、お友達お誘い合わせのうえご利用ください。

区 分	平成29年度末	平成28年度末	比 較
利 用 者 数	15,109人	15,405人	△ 296人
利 用 率	39.6%	40.4%	△ 0.8%
売 上 高	200,213千円	200,598千円	△ 385千円

貯金経理

平成29年度の決算を行った結果、組合員貯金総額は、363億9,023万円となり、前年度に比べ7億9,951万円の増額となりました。
 収入では、資産に対する運用収入が5億9,889万円となり、支出では皆様にお支払する貯金利息が3億6,103万円、その他の費用とあわせて計4億1,930万円となりました。
 この結果生じた当期利益金は、安定した事業運営に備え、全額を欠損金補てん積立金として積み立てました。
 なお、資産の運用については、5ページの「資産運用の内訳」をご参照ください。

区 分	平成29年度末	平成28年度末	比 較
貯 金 額	36,390,228千円	35,590,717千円	799,511千円
貯 金 者 数	8,167人	8,157人	10人
貯金者1人当たり貯金額	4,455,764円	4,363,212円	92,552円
支 払 利 率	1.0%	1.0%	0%

組合員貯金の資産運用について（平成30年3月末現在）

運用方法

皆様からお預かりした組合員貯金の資金は、法令・総務省通知の基準に従い、安全性の確保を第一に運用しています。

資産内容は、退職による解約、貯金の一部払戻しに対応するための短期的資産として、定期預金等の預貯金で運用しています。また、長期的資産として、国債、地方債、社債、円貨建外国債券（外国政府等の債務保証する債券等で格付けはAA格以上の債券）の有価証券で運用し、株式は一切保有していません。

当組合の貯金事業は、その資産内容のとおり、主に債券での運用を行っていますので、過去に取得した高利回りの債券が満期償還を迎えるとその再運用は現在の金利水準での運用となるため、近年の低金利状況の長期化の影響を徐々に受け、運用利回りは徐々に低下していくものと思われます。

運用リスクと対策

資金運用は、債券発行体や取引金融機関の破綻などにより資金を損失するリスクはゼロではありません。また、共済組合は金融機関ではないため、各個人に対する1,000万円までの預金保護（ペイオフ）の適用になりません。

そのため、当組合では万が一の事態（債券発行体の倒産等による債務不履行や金融機関の破綻）に備え、皆様に安心してご利用いただけるよう欠損金補てん積立金の積立を行っています。

平成30年3月末現在、法定額の3倍超にあたる56億6千万円余りを積み立てており、頑強な体制を整え万全を期しております。

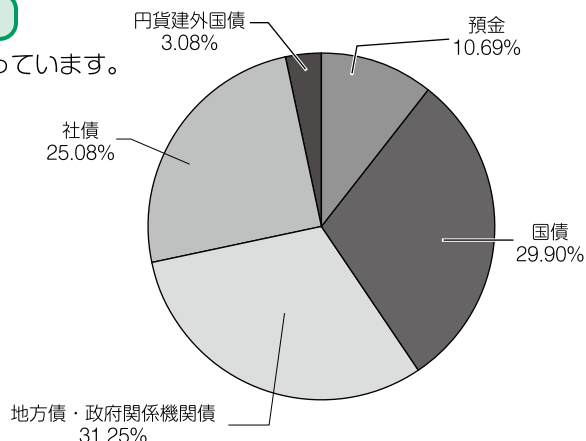
共済組合では、安心してご利用いただける貯金事業であり続けるために、現在の低金利状況下においても常に経済状況を注視しつつ、安定的かつ効率的な運用を行っています。

組合員貯金の資産運用の内訳

※平成30年3月末の貯金経理の資産運用割合は次のとおりとなっています。

（平成30年3月末現在）

運用区分		金額	割合
長期 的	預金	4,505,731千円	10.69%
	国債	12,605,264千円	29.90%
	地方債・政府関係機関債	13,174,949千円	31.25%
	社債	10,574,045千円	25.08%
	円貨建外国債	1,300,000千円	3.08%
合計		42,159,989千円	100.00%



貸付経理

この経理は、組合員が臨時に必要とする資金の貸付けを行う経理です。

平成29年度の新規貸付件数は51件でした。

その内訳は、普通貸付35件、住宅貸付3件、その他の貸付13件でした。

平成29年度末の貸付件数及び貸付残高は、前年度に比へとも減少しました。

貸付状況

区分	平成29年度末		平成28年度末		比較	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
普通貸付	205件	181,519千円	211件	185,347千円	△ 6	△ 3,828千円
住宅貸付(災害・介護住宅を含む)	167件	390,552千円	215件	495,836千円	△ 48	△ 105,284千円
特別貸付	99件	109,400千円	104件	114,258千円	△ 5	△ 4,858千円
計	471件	681,471千円	530件	795,441千円	△ 59	△ 113,970千円

平成29年度の貸付利率は、(平成29年12月まで) 年利2.66%、災害貸付は年利2.22%、在宅介護対応住宅貸付は年利2.4%
(平成30年1月から) 年利1.26%、災害貸付は年利0.93%、在宅介護対応住宅貸付は年利1.0%です。

物資経理

この経理は、組合員が自動車等を購入する場合に代金の立替を行うものでしたが、利用者の減少により、平成24年第137回組合会において、平成25年度からの新規立替を取り止めることが議決され、平成29年第150回組合会において、既立替金の償還が全て終了する平成29年度末をもって、物資経理を廃止することが議決されました。

これに伴い、家庭用常備薬等の斡旋事業については、今後保健経理で行います。

当期損失金として、1,316万円を生じましたが、欠損金補てん積立金と積立金で充当した結果、資産は全て無くなりました。

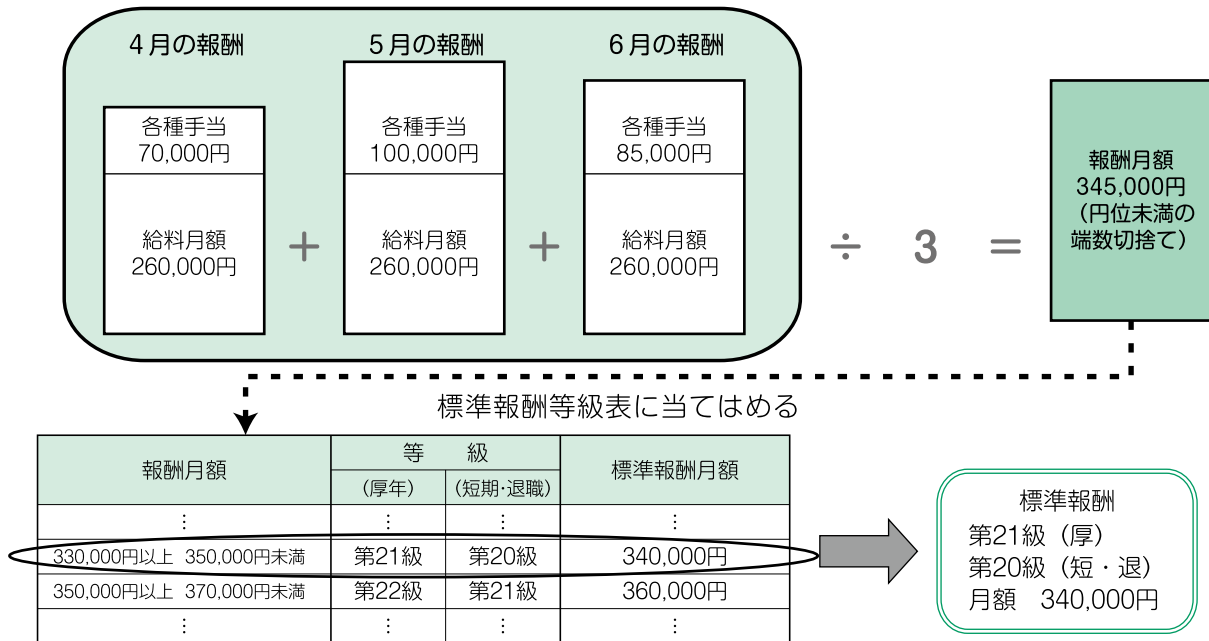
標準報酬制における 定時決定

1 定時決定とは

共済組合は、組合員が実際に受けている報酬の月額と既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日に組合員である方全員（休業中、休職中、欠勤している方も含みます。）について、4月、5月、6月（以下「算定基礎月」といいます。）の3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額とし、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。毎年1回決められた時期に実施することから、この決定のことを「定時決定」といいます。

決定した標準報酬月額は、原則として、その年の9月から翌年の8月まで掛金等の算定の基礎になります。

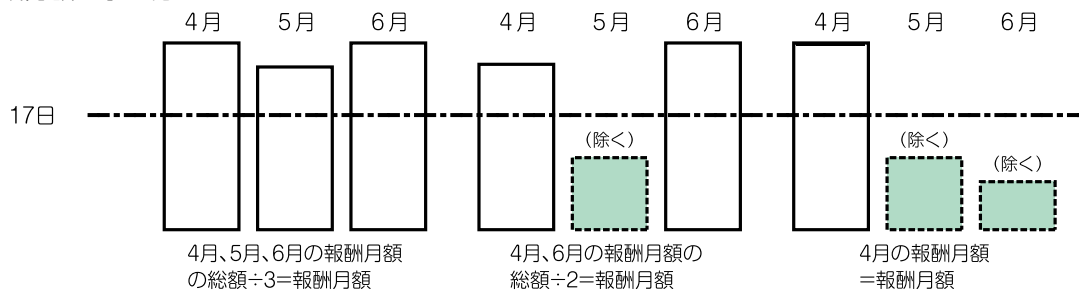
★定時決定のイメージ



2 定時決定の算定

算定基礎月の各月において、報酬の全部が支給されない日がある場合（欠勤、病気休職（無給）、育児休業、介護休業など）は、支払基礎日数が17日未満であれば、算定基礎月からその月を除いて算定します。

★報酬月額の求め方



3 保険者算定

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定するのが困難であるとき、又は、算定結果が著しく不当となるときは、保険者算定の方法により標準報酬月額を決定する場合があります。

4 標準報酬 決定・改定通知書

定時決定を行ったのち、9月に組合員である方全員（当年7月以降に随時改定等を行った方を除く。随時改定等を行った際は、その都度該当する組合員）に対し、標準報酬月額についての通知書を配布いたしますので、大切に保管してください。

<お問合せ先 健康管理課>



外傷性傷病の原因調査に、 ご協力をお願いします。



共済組合では、医療費増高対策の一環として、外傷性傷病の原因調査を行っています。
傷病の原因が「第三者行為によるもの」の場合は加害者が、「公務災害によるもの」の場合は地方公務員災害補償基金が、その治療費を負担することになっています。

これらに該当する医療費を共済組合が負担していた場合、本来負担すべき加害者等に請求し、医療費の回収に努めています。

調査対象となられる皆様には大変お手数をおかけいたしますが、短期財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

調査目的

組合員証等の使用による診療のうち、傷病の原因が「第三者行為によるもの」や「公務災害によるもの」に該当していないか確認するために行います。

調査方法

- ① 外傷性と思われる傷病に関する診療報酬明細書（レセプト）を抽出し、調査対象となられた組合員の皆様あてに「外傷性傷病原因報告書」を配布します。
- ② 「外傷性傷病原因報告書」がお手元に届きましたら、傷病の原因・その状況等を記入して、共済組合事務担当課あてご提出ください。



組合員証は使用できません！

～ 公務上の傷病 ～



お工作中的のケガや、お仕事が原因で発症した病気等については、その治療に係る医療費が、公務上の災害として「地方公務員災害補償基金」より補償されることになっています。

したがって、**公務上の災害により治療を受けるときは、組合員証を使用することができません。**

必ず、医療機関にて「公務上の災害である」旨を伝えていただき、各所属所の公務災害担当者を通じて「地方公務員災害補償基金」あて必要な手続きを行ってください。

もしも組合員証を使用して治療を受けてしまった場合には、すみやかに医療機関（薬局も含む）に申し出ていただき、併せて各所属所の公務災害担当者にもご連絡ください。

なお、必要な手続きが行われなかったときは、保険者負担分（7割相当分）を該当事様あてに請求させていただく場合がありますので、ご注意ください。

7月末に医療費通知書を送付いたします

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、医療費通知書を送付しております。

平成30年度からは、確定申告に対応するため様式及び通知月を変更し、7月と1月の年2回送付することとなりましたので、来年の確定申告期まで大切に保管していただきますようお願いします。

なお、実際に医療機関等の窓口で支払った金額と医療費通知書の金額が異なる場合がありますので、医療機関等で交付された領収書についても、今までどおり保管をお願いします。

○ イメージ

医療費通知書

受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日 数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族療養費 附加金 等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額
福井 太郎 〇〇〇〇メディカル クリニック	3001	20	医科入院	500,000	350,000	0	150,000	57,400	67,570	124,970	25,030
				500,000	350,000	0	150,000	57,400	67,570	124,970	25,030

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者の資格要件確認調査を実施いたします

短期給付の将来に向けて安定した財政運営を図るためには、医療費請求の内容審査の強化や健康保持増進事業を積極的に実施することはもちろん、その対策の一環として、被扶養者の適正な資格管理が不可欠なものとなっております。

そこで、共済組合では毎年、被扶養者の要件を確認するための資格調査を行っています。
つきましては、組合員の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

○ 実施方法

該当する組合員の方に『被扶養者資格確認調査書』を所属所経由で配布いたします。
当調査書に所要事項を記入し、必要書類を添付して所属所担当課までご提出ください。
*任意継続組合員の方へは、共済組合から直送いたします。

○ 実施期間

平成30年7月中旬～平成30年8月31日

○ 調査対象者

◎本年7月1日現在、認定されている被扶養者のうち、給与条例による扶養手当が支給されていない方全員

◎40歳以上65歳未満で障害者福祉施設等に入所されている方

※ただし、次の事由に該当する方は調査対象外とします。

- 平成30年6月以降に認定された被扶養者
- 平成30年2月以降に平成30年度分の更新等手続きをされた被扶養者

○ 調査書に添付する書類

提出書類		所得証明書	住民票謄本	在学証明書	年金支払通知書	確定申告書及び内訳書	雇用証明書	送金事実確認書類
① 配偶者		◎			△	△	△	
② 学生 ※1				◎				
③ 18歳～60歳で ①②以外の方 ※2	同居	◎			△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	◎
④ 60歳以上の方 ※2	同居	◎			◎	△	△	
	別居	◎			◎	△	△	◎
⑤ 義父母、兄弟など ※2		◎	◎		△	△	△	
⑥ 18歳未満の方 ※3	〈組合員以外の扶養義務者についての書類です。〉							
		◎			△	△	△	
⑦ 40歳以上65歳未満の障害者福祉施設等入所者	被扶養者資格調査書に施設名・住所を記入してください。 〈添付書類は不要です。〉							

◎…必ず必要 △…場合によっては必要

☆添付書類に関する留意事項

- ※1 学生の場合、**在学証明書のみ**提出してください。ただし、夜間・定時制・通信制課程の学生である場合、「在学証明書」及び「所得証明書」等の提出が必要です。
- ※2 父母（祖父母含む。）のうち、どちらか一人のみ被扶養者認定されている場合であっても、夫婦には「同居・協力・扶助義務」があることから、**父母双方の収入を調査させていただきます。**
例えば、父母のうち母のみ被扶養者認定されている場合であっても、**父母双方の「所得証明書」や「年金支払通知書」等の書類の提出が必要です。**
- ※3 18歳未満の方に係る書類は提出不要ですが、当該子に対する**組合員以外の扶養義務者（組合員の配偶者）がいる場合、扶養義務者の書類の提出が必要です。**

☆提出書類について

「所得証明書」	→ 平成29年分の所得証明書です。市役所・町役場で交付を受けてください。
「住民票謄本」	→ 組合員との同居について確認します。市役所・町役場で交付を受けてください。
「在学証明書」	→ 平成30年4月1日以降に交付された在学証明書を提出してください。
「年金額支払通知書」	→ 年金を受給している方は提出が必要です。(遺族年金、障害年金を含みます。)最新の「年金支払通知書」または「年金額改定通知書」の写を提出してください。
「確定申告書及び内訳書」	→ 営業所得や農業所得等がある(マイナスの事業を含む。)場合、被扶養者認定独自の「収入に要する諸経費」の取扱がありますので、平成29年分の「確定申告書」及び「経費内訳書」の写を提出してください。
「雇用証明書」	→ パート、アルバイト等をされている場合、提出が必要です。共済組合指定の様式にて、パート先等で勤務形態の証明を受けてください。
「送金事実確認書類」	→ 被扶養者が組合員と別居している場合、提出が必要です。「組合員」から「被扶養者」へ「生計費の1/3以上」の送金があったか、客観的に確認できる書類であることが必要です。

～個々の事例によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。～

○ 被扶養者の要件

共済組合では、皆様から提出していただいた「被扶養者資格確認調査書」及び添付書類を基に『被扶養者の要件』を現在も満たしているかを審査します。

●被扶養者の要件とは？

以下①～④をすべて満たすことが要件となります。

- ① 主として組合員の収入により生計を維持する方であること
- ② 組合員の3親等内の親族であること
- ③ この先1年間の収入額が130万円未満であること
ただし、障害を事由とする年金を受給している方または60歳以上の公的年金受給者については、180万円未満であること
なお、「この先1年間の収入額」については、例えば短期のアルバイト等であっても1年間継続するものとして判断することとなります。従って、実際には130万円未満の収入であっても130万円を超えると判断される場合があります(以下同じ)のでご注意ください。詳しくはホームページや共済だより各号などを参照してください。
- ④ 被扶養者のこの先1年間の収入額が、組合員の前年収入額の1/2未満であること
- ⑤ 調査の対象被扶養者(組合員の配偶者を除く)が配偶者を有する場合、その配偶者との収入の合算額が下記の条件を満たし、かつ、組合員の前年収入額の1/2未満であること

対象被扶養者 \ その配偶者	公的年金を受給していない方	60歳以上の公的年金受給者 または障害年金受給者
公的年金を受給していない方	260万円未満	310万円未満
60歳以上の公的年金受給者 または障害年金受給者	310万円未満	360万円未満

●主として組合員の収入により生計を維持する方とは？

- i. 給与条例による扶養手当の支給対象者
- ii. 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- iii. 傷病等により就労能力を喪失している方
- iv. 18歳未満60歳以上の方で、組合員の収入により生計費が賅われている方
- v. 18歳以上60歳未満の方で、稼働能力者ではあるが組合員が扶養しなければならない状況にあり、組合員の収入により生計費が賅われている方
- vi. 組合員と別居しているが、組合員より生計費の1/3以上の送金により生計を維持されている方

○ 被扶養者の取消

この調査により被扶養者の要件を欠くことが判明した場合、被扶養者の資格は取消になります。

なお、遡って取消となりその間に当組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した場合、その医療費の保険診療分について返還していただくことがあります。

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状況や収入状況等を把握していただき、変更があった場合には速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>

市町村条例等による医療費助成制度の 医療費助成を受けていませんか？

・・・ 医療費助成を受けるようになった場合は報告が必要です ・・・

さまざまな医療費助成がありますが、居住地の市町村が実施している次の条例による医療費助成を受けている方は、共済組合に報告して下さるようお願いいたします。

報告が必要な医療費助成

- ① ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例によるもの
- ② 重度心身障害者医療費等の助成に関する条例によるもの
- ③ 乳幼児・子どもに係る医療費等の助成に関する条例によるもののうち
 - ・組合員と住所を別にしていない子
 - ・所得税非課税等により、医療費助成の対象 又は 対象外となる子

平成29年8月以降に新たに医療費助成を受けるようになった方は、「報告書」※ に「医療費受給者証」の写しを添付して所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

※「報告書」= 「<市町村の条例等による医療費助成受給><組合員に係る市町村民税の課税状況>報告書」は、所属所の共済組合事務担当課にあります。

〇〇市 ひとり親家庭等医療費受給者証

受給者 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

ひとり親家庭 など

〇〇市 重度障害者医療費受給者証

対象者番号 〇〇〇1122233

重度 障害者

〇〇市 乳幼児・子ども医療費受給者証

受給者番号 〇〇〇1122233

乳幼児 ども

<市町村の条例等による医療費助成の受給>
<組合員に係る市町村民税の課税状況> 報告書

報告書

組合員または被扶養者が医療費助成を受けることになると、医療機関の窓口での医療費の自己負担分（3割負担等）は、全額または一部が地方公共団体から公費負担されます。

この場合、原則として窓口での自己負担分がなくなりますから、自己負担分が25,000円（上位所得者50,000円）を超えたときに共済組合から支給される附加給付金等の給付は行われなくなっています。

共済組合では、附加給付金等を適正に支給するため、受給状況について毎年調査を行っています。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※「上位所得者」とは、標準報酬月額530,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

【注意事項】

随時、報告を受け付けていますので、助成を受けることになった場合等、報告忘れのないようにお願いします。
報告がなく、医療費助成と共済組合の附加給付金等を重複して受給されると、共済組合からの附加給付金等を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

組合員または被扶養者で、昨年、医療費助成を受けていた方へ

8月中旬に「報告書」を配布します。

更新手続きをされ、引き続き医療費助成を受けることになった（または受けなくなった）ことについて、「報告書」に新しく交付された「医療受給者証」の写し（または非該当通知の写し）を添付して所属所担当課（総務課等）に提出してください。

組合員で、平成30年度の住民税が非課税である方へ

高額療養費の自己負担限度額区分の適用が変更となりますので、医療費助成を受けていない場合でも「報告書」の申請欄に記載のうえ申請してください。

<お問合せ先 健康管理課>

70歳以上の高齢受給者の所得区分と 自己負担限度額が変更となります。

高額療養費制度は所得区分に応じて自己負担額に上限が定められています。

平成30年8月から以下のとおり変更となります。

なお、平成30年8月からは、所得区分の確認のため、70歳以上の方についても限度額認定証の発行ができるようになります。

現行（平成30年7月まで）

所得区分		自己負担限度額	
		外来のみ (個人ごと)	外来+入院 (世帯全体)
3割	現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当※1 44,400円)
2割 ※2	一般所得者	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当※1 44,400円)
	低所得者 (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円 15,000円



変更後（平成30年8月から）

所得区分		自己負担限度額	
		外来のみ (個人ごと)	外来+入院 (世帯全体)
3割	標準報酬の月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数該当※1 140,100円)	
	標準報酬の月額 53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数該当※1 93,000円)	
	標準報酬の月額 28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当※1 44,400円)	
2割 ※2	一般所得者	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当※1 44,400円)
	低所得者 (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円 15,000円

※1 多数該当とは、同一世帯で、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた方が、4回目以降の高額療養費の支給に該当した場合の自己限度額になります。

※2 生年月日が昭和19年4月1日以前の方は1割となります。

平成30年4月から靴型装具の療養費等の 請求をする際には写真の添付が必要となります。

平成30年4月から、治療用の靴型装具を作成し療養費等を請求する際には、当該装具の写真の添付が必要となりましたので、お知らせいたします。

- 靴型装具の請求に必要な書類
 - ・ 療養費・家族療養費請求書
 - ・ 領収書(原本)
 - ・ 医師の証明書(原本)
 - ・ 靴型装具の写真(実際に装着する現物であることが確認できるもの)

<お問合せ先 健康管理課>

退職等年金給付に係る財政状況(平成28年度末)について

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。退職等年金給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

財政検証では、国家公務員共済組合（以下「国共済」といいます。）と地方公務員共済組合（以下「地共済」といいます。）を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を毎年行っています。

この度、地方公務員共済組合連合会において、平成28年度末の財政検証作業が終了しましたので、その結果について説明いたします。

1 平成28年度末の年金財政状況

(単位：億円)

区 分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	5,686	1,550	4,137
積立額（簿価ベース）	B	5,698	1,588	4,110
剰余または不足	(B-A)	12	39	△ 27

※ △は不足を表している。

「積立基準額」は平成28年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が1,550億円、地共済が4,137億円、合計で5,686億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が1,588億円、地共済は4,110億円、合計で5,698億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が39億円の剰余、地共済が27億円の不足、合計で12億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

2 財政再計算の要否

退職等年金給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっており、次回は平成30年度に実施する予定です。

これとは別に、毎年の財政検証時において、国共済と地共済の合計の積み立て不足額が一定の規模を上回る場合、臨時の財政再計算を実施することとなっています。

平成28年度末においては、国共済と地共済を合計すると、12億円の「剰余」となることから、臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

3 国共済と地共済との間の財政調整の実施

退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成28年度末においては、国共済が39億円の「剰余」、地共済が27億円の「不足」の状態であったため、国共済から地共済へ平成30年度中に約5億円が拠出される予定です。

9月より厚生年金保険に係る保険料率が引き上げられます



被用者年金一元化法及び厚生年金保険法の規定により、9月より「厚生年金保険に係る保険料率」（本人負担分）は、次のとおり引き上げられます。

なお、地方公務員に係る厚生年金保険料率（本人負担分）は、この引き上げにより民間企業等に勤務する者等に係る厚生年金保険料率に統一されます。

また、「退職等年金給付に係る掛金率」（本人負担分）は、9月以降も7.5/1000で、変更ありません。

(単位：‰ 千分率)

	平成29年9月 ～平成30年8月		平成30年9月 ～
標準報酬の月額及び標準 期末手当等の額に対する 割合（本人負担分）	89.93	➔	91.50 (+1.57)

【参考】

(単位：‰ 千分率)

改定時期	保険料率 (本人負担分)
平成28年9月	88.16
平成29年9月	89.93
平成30年9月	91.50

「あなた」のための 特定保健指導

共済組合の組合員の C子さん と D子さんの会話



C子：あら?なににい〜! ちょっと会わん間に、細なったんでないの〜?! (||°∩°)
 D子：ほ〜かあ〜? なんだ嬉しいこと言ってくれるんやの。わかるかあ〜? (*^ 0 ^*)
 C子：ほやろ〜? なんか、ひっで引き締まった感じやぞ! 何したんやの。
 D子：ほれがの〜、実は私、去年の健康診断でメタボ対象者になっててもての。共済組合から「特定保健指導のご案内」つちゅーのが来たで、まあ、できれば痩せたかったしさ、試しに受けてみたんやって。
 C子：へえ〜。ほれって、お金かからんのか?
 D子：タダ、タダ! ほんなもん、お金かかるったら、旦那に「飯食うな!」って言われて終わりやって! (笑)
 C子：ほやけど、指導受けるって、どんな風に? 忙しいやろうに、面倒くさくないんか?
 D子：私の場合は、最初と途中1回で保健師さんの面談受けなあかんかったけど、あとは電話でやりとりするだけやったよ※。今まで何回もダイエットしたけど、具体的にアドバイスもらったら、自分の認識の間違いにも気付けたし、無理の無い程度に上手に食べる量とか減らせたし、その結果がコレやって (^▽^)
 中性脂肪と血糖値もあかんかったんやけど、今では、バッチリ正常値♪
 C子：ほんとにかあ〜? この前人間ドック受けたんやけど、実は、私もかなりキてるんやって。膝も痛いし、まずいやろ? 腹囲はもちろんやけど、「血糖値」も「血圧」も基準値超えてたんやって (一一;)
 D子：あら〜、ほれはマズイの〜。ほんなら、「特定保健指導のご案内」来たら、いっぺん受けてみねの。自分で努力するだけじゃ、なかなかうまいこといかんでの〜。なにより、タダやぞ! (^皿^)
 C子：ほやの!私もD子さんみたいに痩せなあかんでの。ちょっと頑張ってみるわ! p(°▽°)q
 D子：ほやほや!スリムになった自分を想像しながら頑張るって〜!

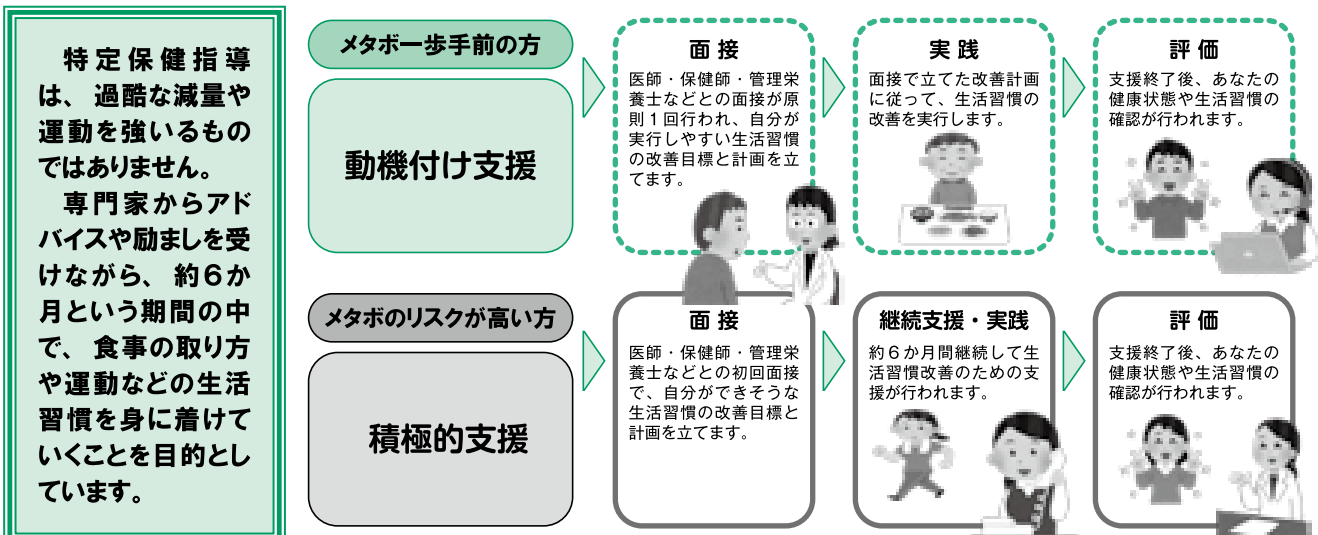
※指導機関によって指導内容が異なる場合があります。

共済組合では、生活習慣の改善により将来の生活習慣病発症のリスクを下げることを目的とした特定保健指導を実施します。費用は全額共済組合が負担いたします。

特定健康診査（所属所で行う定期健康診断や人間ドック受診を含む。）の結果を基に、生活習慣病のリスクがある方の中から、共済組合が特定保健指導の対象者を決定します。対象になった組合員の方には所属所を通じて、被扶養者の方には直接ご自宅へ、特定保健指導の決定をご案内いたします。

特定保健指導では、生活習慣病のリスクの程度により、「**動機付け支援**」と、よりきめ細かに専門家がサポートする「**積極的支援**」を実施します。対象者一人一人に合わせた専門家からのアドバイスを受けながら、生活習慣の改善に取り組むことができます。

★動機付け支援・積極的支援 保健指導の流れ

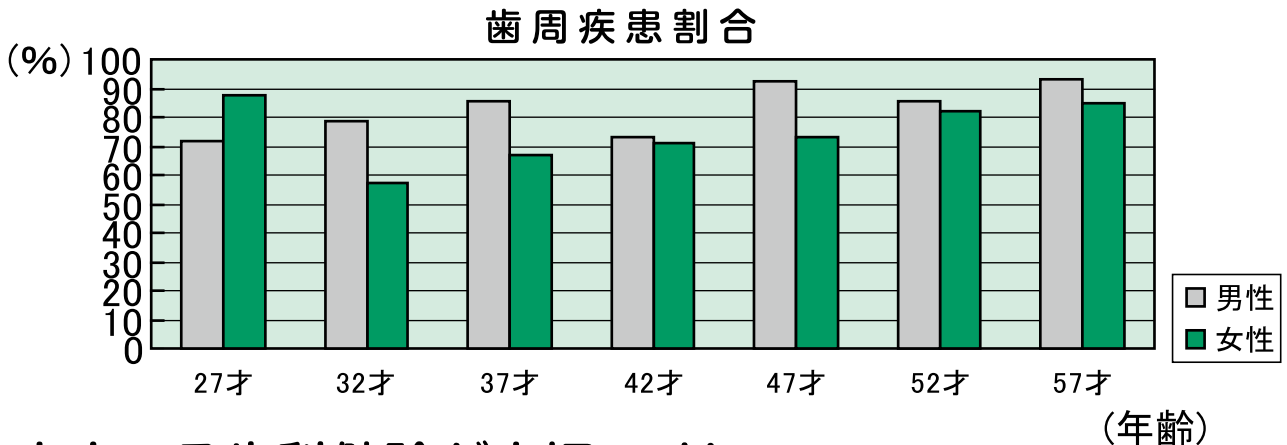


<お問合せ先 健康管理課>

受けよう!おとなの歯科健診

歯周疾患の割合…男性82.8%、女性74.6%!

昨年度実施した歯科健診受診者の歯周疾患の結果を下記のとおりグラフにまとめました。
歯周疾患の割合は男女ともに全年代を通して非常に高い状態となっています。



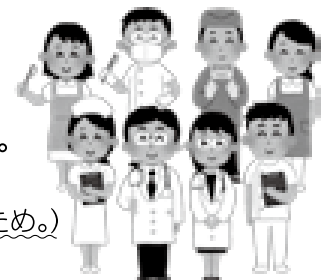
大人こそ歯科健診が大切です!

歯周疾患初期は自覚症状がほとんどなく、放置して悪化しがちです。歯周疾患くらい、と軽く考えている方も多いと思います。しかし、近年、歯周疾患によって、病気を引き起こしたり悪化させたりすることが分かってきています。(例：狭心症、心筋梗塞、動脈硬化、早産、糖尿病の悪化etc)

この機会に、歯科健診を受診しませんか? 早めに歯科健診を受けて、重症化する前に治療や予防を行い、元気な身体の根幹である歯の健康を維持していきましょう。

「歯科健診助成事業」のご案内

- ★ 対象者：当年度中に27・32・37・42・47・52・57・62歳に達する組合員
(任意継続組合員を除く。)
- ★ 実施期間：平成30年7月1日～平成31年1月31日
- ★ 回数：1人1回
- ★ 費用：無料（歯科健診にかかる費用を助成します。）
※ 歯科健診以外の費用（下記参照）は自己負担となります。
 - ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
 - ・定期的な歯科健診の費用。（定期健診と内容が異なるため。）
 - ・フッ素塗布、クリーニング、矯正……etc
- ★ 実施場所：「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院で受診できます。
- ★ 受診方法について
6月下旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」を助成対象者の皆様へお届けします。
受診方法については、「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のホームページをご覧ください。



詳細は当組合HPをご覧ください

<http://fukui-kyosai.jp/>

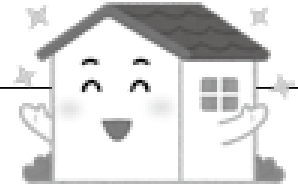
<お問合せ先 健康管理課>

貸付事業からのお知らせ

共済組合の貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、さまざまな場面で資金が必要な場合に利用できます。

今回は**住宅貸付**についてご案内します。

新築はもちろんリフォームや改築の資金にご利用ください。



貸付利率

年利 1.26%

(変動金利)

ここがおすすめ！

- 抵当権の設定が不要
- 保証料、手数料不要
- 償還は安心の給与天引き
- 手数料なしで全額でも一部でも繰上げ償還可能

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

貸付事由	組合員本人が居住するための住宅に係る資金が必要になった場合																												
貸付限度額	給料月額に下表に定める組合員期間に応じた月数を乗じて得た額 (1,800万円を超える場合は1,800万円が限度)	【貸付限度額の特例】 左表で算出した額が、下表の組合員期間に応じて定められた額を下回る場合は、当該額を貸付限度額として貸付を受けることができます。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6年未満</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6年以上 11年未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>11年以上 16年未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>16年以上 20年未満</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>20年以上 25年未満</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>25年以上 30年未満</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	月数	6年未満	7	6年以上 11年未満	15	11年以上 16年未満	22	16年以上 20年未満	28	20年以上 25年未満	43	25年以上 30年未満	60	30年以上	69	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上 3年未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3年以上 7年未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>7年以上 12年未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>12年以上 17年未満</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>17年以上</td> <td>1,100万円</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	貸付限度額	1年以上 3年未満	100万円	3年以上 7年未満	400万円	7年以上 12年未満	700万円	12年以上 17年未満	900万円	17年以上
組合員期間	月数																												
6年未満	7																												
6年以上 11年未満	15																												
11年以上 16年未満	22																												
16年以上 20年未満	28																												
20年以上 25年未満	43																												
25年以上 30年未満	60																												
30年以上	69																												
組合員期間	貸付限度額																												
1年以上 3年未満	100万円																												
3年以上 7年未満	400万円																												
7年以上 12年未満	700万円																												
12年以上 17年未満	900万円																												
17年以上	1,100万円																												
償還回数	償還回数は、貸付金額に対して90回から198回までで設定されています(元利均等) (例) 住宅貸付800万円を借り入れた場合は、償還回数198回(16年6月での償還) 月例償還額は33,565円 賞与償還額67,130円																												
申込み方法	「貸付申込書」に所定の書類を添えて、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。 申込書類は所属所の共済組合事務担当課に備えてあります。																												
申込締切	毎月15日(休日の場合はその翌日) 必着																												
貸付日及び送金先	申込月の末日(休日の場合はその前日)に、共済組合登録口座に送金します。																												

【ご注意ください!!】

- 新規貸付分を含む毎月の返済額(他金融機関等の返済額も含む)が給料月額の30%を超える場合及び年間の返済額が年収額(給料月額×16)の30%を超える場合は、貸付できません。
- 借入金を返済するための貸付けはできません。
- その他不明な点、貸付申込方法等の詳細については、お早めに共済組合または共済組合事務担当課までお問合わせください。ホームページでも確認いただけます。

<お問合せ先 総務企画課>

夏のボーナスは組合員貯金へ

普通貯金

年利1.0% (半年複利)

組合員の皆様、組合員貯金をご利用いただき、ありがとうございます。

加入方法

「組合員貯金」は給与や賞与から自動的に一定額を天引きして積み立てるので、無理なく貯金を続けることができます。加入は随時受け付けています。給与積立（または賞与積立）の開始を希望する月の前月までに、「組合員貯金加入申込書」（3枚複写）に必要事項を記入・押印の上、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

入金方法

賞与積立ができなかった人も大丈夫！
「臨時入金」がオススメです。

【臨時入金】

「組合員貯金払込書」（2枚複写）により、最寄りの福井銀行本・支店でお手続きください。

※ 臨時入金をされる際、福井銀行窓口で本人確認書類の提出を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

組合員貯金払込書 (臨時入金)		電信扱						
ご依頼日	平成 30年7月5日	<small>※1 組合員貯金積立により入金金額は、千円単位となっております。 ※2 組合員証の「記号」「番号」を必ず記入してください。 ※3 フリガナを必ず記入してください。 ※4 組合員貯金の預入日は当組合の口座に入金された日となります。</small>						
受取先	福井銀行 大野田支店 預金種目 普通 1:0 0:8:5:1 5							
フリガナ	フクイケンシチュウソウシヨクインキョウサイクミアイ							
名前	福井県市町村職員共済組合							
金額	1 0 0 0 0 0 0	<table border="1"> <tr> <td>預</td> <td>取</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	預	取	印			
預	取	印						
ご依頼人	<small>※取扱金額増殖へ⇒組合員証記号番号、依頼人の順に打票してください。</small> 組合員証記号番号 1:2:3 1:2:3:4 市役所 氏名 共済 二三子 所属所名 福井 支店 〇〇町4-202-1 住所番							

払戻日スケジュール

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。
「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前（土日・祝日は除く。）までに共済組合必着で提出してください。
特に、右記の払戻日は、必着日ご注意ください。

組合員貯金の各様式は所属所の共済組合事務担当課に常備してあります。

<お問合せ先 総務企画課>

(7月から9月までの払戻注意日)

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
7月17日(火)	7月12日(木)
7月18日(水)	7月13日(金)
9月18日(火)	9月13日(木)
9月19日(水)	9月14日(金)
9月25日(火)	9月20日(木)
9月26日(水)	9月21日(金)



ライフプランセミナーのご案内

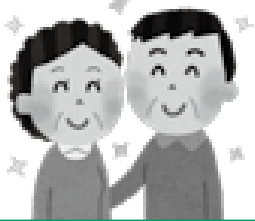
我が国は高齢化の一途を辿っており、今後ますますシニア世代の活躍が期待されるところで、
「平均寿命の延び」や「年金支給開始年齢の引上げ」により、退職後の生活とその準備について、今
から考えることが大変重要となっています。

当組合では、退職後の長い「第二の人生」をより生き生きと充実したものにしていただくため、
毎年ライフプランセミナー（退職準備型）を開催しております。

今年は野村証券株式会社から講師をお招きし、「退職後の生活設計と必要な資産管理」をテーマに
ご講演いただく予定です。

9月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担
当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

今年度末退職予定の方はもちろん、ライフプランに興味がある方のご参加をお待ちしております。

開催日時	平成30年11月9日（金） 13:30～16:30	平成30年11月29日（木） 13:30～16:30
会場	[嶺南会場] パレア若狭	[嶺北会場] 福井県自治会館
定員	50名	70名
締切日	平成30年10月19日（金）	
内容 （予定）	<ol style="list-style-type: none"> 1 定年前に知っておきたい年金・介護 2 お金の寿命の把握と生活設計の考え方 （シミュレーション活用） 3 税制を活用した資産管理の基礎知識 （「つみたてNISA」など） 	

<お問合せ先 健康管理課>

協定保養所の閉館について

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設につきましては、改修工事のため
平成30年11月1日から平成31年3月31日まで「休館」いたしますのでお知らせします。

「ホテル千秋閣」（徳島県徳島市）

表紙説明



大火勢とは、おおい町各地に今も残る豪壮な火祭りです。火災鎮護と五穀豊穡を祈願して、大松明が山の頂で乱舞します。300年の伝統があるといわれており、福井県の無形文化財にも指定されています。スーパー大火勢は、この大火勢をモチーフにしています。

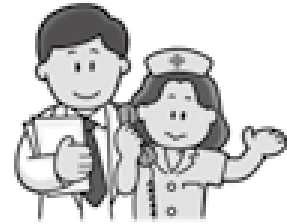
平成6年、地域の活性化や都市圏との交流を目的に、町民有志による実行委員会ができ、以降、年を追う毎に盛大なものになり、県内外から訪れる見物客も6万人を超えるまでになりました。

今年は8月4日（土）に開催されます。今年で24回目となるスーパー大火勢。高さ20m、重さ1tの巨大松明が倒れると同時に10000発の花火が打ち上がります。力強い太鼓の演奏など、多彩なイベントも開催されます。

電話・Eメール健康相談を活用しましょう!

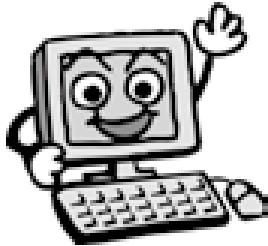
電話相談「健康相談 ハローふくい 24」

(ハロー みんなの ふくい)
フリーダイヤル **0120-86-3-291**



- ☆ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。
- ☆ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。

(カウンセリング年間5回まで無料)



Eメール相談「ハローメール相談」

Eメールでもご相談できます。24時間以内に発信アドレスあて回答します。福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。

<http://www.fukui-kyosai.jp/>

または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

総合的な健康相談アドレス	「 http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html 」 ユーザー名「hellomail」 パスワード「soudan」
メンタルヘルス専用アドレス	「 http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html 」 ユーザー名「863291」 パスワード「863291」

<お問合せ先 健康管理課>



東京でのお泊りは『東京グリーンパレス』へ
東京へお出かけのときにご利用ください。



福井県市町村職員共済組合の組合員の皆様へ

組合員
限定

夏得!

宿泊プラン

平成30年 6/1 金 ~ 8/31 金

シングル 1名様
8,000円~

ツイン 2名様
15,000円~

ご利用特典 がいたお得な宿泊プラン!

1. Summer Set 朝食を無料提供(10名以上予約は朝食ワンダースモーク一人様1セットプレゼント!)
2. 朝食チケット 朝食2回〜3回に限り、朝飯前の朝食バイキングをお楽しみいただけます。
3. ミネラルウォーター 朝一人様1本プレゼント!

アクセス便利

西水子んば山の手の中間に位置し、
駅前近所として便利です。



東京グリーンパレス
全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地



お問合せは

TEL.03-5210-4600

FAX.03-5210-4644

<http://www.tokyogp.com/>

福井県市町村職員共済組合員の皆さま

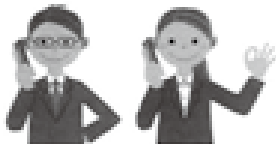
お仕事での賠償責任(住民訴訟、民事訴訟等)に備えて

住民訴訟
賠償

民事訴訟等
の賠償

「団体地方公務員賠償責任保険」

(公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟等担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項等)



この保険は、地方公共団体職員の皆さまが公務員として行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求などがなされた場合に皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。

昨年9月よりスタートした
新制度です！

住民訴訟、民事訴訟等の損害
賠償金+弁護士費用を補償し
ます！

加入前の公務に起因する損害賠償請求が保険
期間中になされた場合も補償と対象期間が広い！

5年間の損害賠償請求期間延長特約が
自動付帯！

マイナンバー等個人情報の漏れも補償！

民事訴訟等は訴訟が提起されていなくても
補償対象！

■補償内容（被保険者1名あたり保険金額）

■保険料（1名あたり、保険期間1年間、一時払）*自己負担額（免責金額）はありません。

補償プラン	被保険者1名あたり保険金額				年間保険料
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	初期対応費用	
	一連の損害賠償請求あたりの 支払限度額		期間中限度額	期間中限度額	職員
5億円	5億円		5億円	500万円	9,840円
3億円	3億円		3億円	500万円	8,760円
1億円	1億円		1億円	500万円	6,240円
5,000万円	5,000万円		5,000万円	500万円	4,800円
3,000万円	3,000万円		3,000万円	500万円	2,880円

【お支払の事例】

住民訴訟：著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、裁判の結果その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。

民事訴訟：言いがかりに近い内容で職員個人に対して訴訟が提起された。

<お問い合わせ・資料のご請求>

契約者：全国地方職員福利厚生協議会 電話03-5770-4820

取扱代理店：アルプカード株式会社 電話03-3470-7651（平日9時から17時まで）

非幹事代理店：有限会社エル・サポート・福井 電話0776-28-0413

引受保険会社：

幹事：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 電話03-3349-9588
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1（平日9時から17時まで）

非幹事：三井住友海上火災保険株式会社

●このチラシは概要を説明したものです。お支払いできない主な場合など詳細は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご確認ください。

SJNK18-02409 (2018/05/31)

【越路は開業から50周年を迎えました。】

これからも、引続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願いいたします。



2018 夏

皆さまに愛されて50周年、去年は外壁塗装も完了し見違えるほど綺麗になりました。感謝の気持ちを込めて、応募期間中越路で宿泊いただいたお客様から抽選で50名様に【無料招待券】をプレゼントさせていただきます。

応募期間
平成30年
4月～9月末

越路に泊まって、家族で夏の想いを作ってくださいね！



ビンゴゲーム！

景品ゲット！

温泉卓球！

毎年大人気！

絵はがきコーナー

お菓子すくい



今春、越路正面の県道が開通しました。

越路の玄関までが
もっと便利に！

あわら街道と嶺北縦貫道路が
つながりました。



料理に合わせてのどごし爽やか

生ビールいかがですか！



単品から揚げ 追加OK



【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
風コース	9,520円	10,180円	11,370円
月コース	10,700円	11,360円	12,550円
花コース	11,880円	12,540円	13,730円

【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	8,700円	9,230円	10,190円
幼児セット	5,960円	6,490円	7,450円
幼児	閑散期	通常期	繁忙期
幼児セット	4,680円	5,070円	5,670円

●利用助成券により、1泊2食のご利用で小学生以上は4,000円(土曜日3,000円)が助成されます。

☆ご予約・お問い合わせは… 福井県市町村職員共済組合保養所

TEL 0776-77-3151 FAX 0776-77-3868

ホームページ <http://www.koshiji.biz>

越路